

令和 5 年 3 月

遊佐町農業委員会第 13 回総会議事録

1. 開催日程 令和 5 年 3 月 22 日（水） 午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 1 会議室
3. 会議に付した議案

- | | |
|---------|--|
| 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 2 | 解約について |
| 報告事項 3 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について |
| 報告事項 4 | 賃借料の変更通知書の受理について |
| 議第 50 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について |
| 議第 51 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について |
| 議第 52 号 | 農業委員会事務職員の任免について |

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5		6	齋 藤 勝 広	7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小 野 寺 一 博	10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 弘	12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	伊 原 ひとみ	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
5	小 田 原 英 史						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (2 名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>遊佐町農業委員会 3 月の定例会を開催いたします。</p> <p>今総会は定例により、農業委員会事務職員の任免について議第 52 号として議題にあげさせていただいております。その後、町長部局の人事異動内示も行われる予定でありますので、議案の順序を変更させていただきながら、今総会の進行具合によっては、その結果をもって途中退席もあるかも知れません。その辺もよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願ひします。</p> <p>(10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>委員 16 名中 15 名が出席しておりますので、過半数の委員が出席しております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願ひします。</p>
佐藤会長	<p>お忙しい中大変ご苦勞様です。</p> <p>今日、テレビを見ておりました WBC、侍ジャパン優勝ということで最後のほう見ていました。テレビを見ながら思わずガッツポーズしてました。世の中は景気が悪いのに、優勝で景気づけをしてくれたなど思っています。おめでとうございませう。</p> <p>それでは本総会に出されました案件につきまして慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 6 番の齋藤勝広委員、8 番の石垣建委員にお願ひします。</p> <p>なお、書記は、事務局の菅原係長を指名します。</p> <p>それでは議事に入りますが、先程事務局長よりありました、議第 52 号農業委員会事務職員の任免について、を繰り上げて審議します。</p> <p>係長は一時退席してください。</p> <p>(係長退席)</p>
事務局長	<p>(資料を配布)</p>
議長	<p>事務局より説明願ひします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。総会議案書の 18 ページと、ただいま配布いたしました資料をご覧ください。議第 52 号 農業委員会事務職員の任免について、遊佐町長部局の人事異動に関し、職員人事の交流と事務効率の円滑化を図るため、次のとおり本職員の任免を行うものとする。</p> <p>1. 任免を行う職員 別紙のとおり</p> <p>令和 5 年 3 月 22 日提出 遊佐町農業委員会会長 佐藤 充</p>

議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。発言のある方は挙手願います。その他、なにかございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 52 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 52 号 農業委員会事務職員の任免について、は原案のとおり決定いたします。なお事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願います。</p> <p>(事務局員、着席)</p> <p>それでは総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 4 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 85 計 8 筆、16,090.00 m²</p> <p>番号 86 計 3 筆、2,991.00 m²</p> <p>番号 87 計 22 筆、63,298.83 m²</p> <p>番号 88 計 11 筆、3,206.00 m²</p> <p>以上 4 件、すべて相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 解約について、売買のために解約するものとなっております。詳細につきましては議第 51 号で説明します。</p> <p>番号 7 計 6 筆、4,618 m²</p> <p>平成 19 年に、父親の譲渡人と使用貸借契約を結んでいましたが、相続で名義が譲受人に変わったため、貸人借人共に譲受人の名義になっております。</p> <p>報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について</p> <p>番号 39 92 m²、1 筆のみ</p> <p>売買のために解約するものです。詳細は議第 50 号で説明します。</p> <p>報告事項 4. 賃借料変更通知書の受理について</p> <p>番号 195-1、195-2 計 2 筆、2,454 m²</p> <p>借人の希望で単価を 9,000 円から 4,000 円に変更するものです。</p> <p>番号 196-1、196-2 と 197-1、197-2 の借人は同一人で、どちらも借人の希望で変更するものです。</p> <p>番号 196-1、196-2 計 6 筆、29,327 m²</p> <p>単価を 19,000 円から 17,000 円に変更するものです。</p> <p>番号 197-1、197-2 計 5 筆、13,874 m²</p> <p>単価を 17,000 円から 15,000 円に変更するものです。</p> <p>番号 198-1、198-2 計 32 筆、62,769 m²</p> <p>単価を 12,000 円から 1,000 円に変更するものです。</p> <p>貸人の後継者が農事組合法人の構成員で、当該農地も実際は貸人の世帯で管理しておりますが、不動産収入の賃借料にかかる税金について気にされており、今回変更を希望したものです。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p>

	<p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番伊原ひとみ会長代理	<p>3 月 14 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 50 号、51 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 50 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 1 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。詳細について、説明します。</p> <p>番号 3 計 3 筆、487 ㎡</p> <p>総額 8,000 円の売買による所有権移転です。現地調査については高橋茂央委員に依頼しておりましたので、この後報告をお願いします。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 3 について 10 番高橋茂央委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
10 番高橋茂央委員	<p>譲受人には何度も連絡をしましたが、連絡が取れず、譲受人の息子さんに連絡しました。譲受人について尋ねたところ、今怪我をして入院しているということでした。この 3 か所の圃場ですが、息子さんが週に一度必ず来て管理をしているということでした。審査基準書の 1 ページの圃場ですが、綺麗に草が刈られている状態でした。審査基準書 2 ページの当該地域の施設側の畑ですが、今は少し草が生えていましたがしっかり草刈りをしているということでしたので許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。議第 50 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 50 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することを決定いたします。</p> <p>次に、議第 51 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。

(事務局が挙手し、議長が指名する。)	
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は3ページからご覧下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳につきまして、(1) 所有権移転は3件、(2) 利用権設定は9件、(3) 利用権移転はなし、となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別に説明します。</p> <p>所有権移転について、13ページにつきましては差替えがありますのでそちらをご覧ください。</p> <p>番号30 732㎡、1筆のみ 総額146,400円の売買による所有権移転です。</p> <p>現地調査は小野寺委員にお願いしておりましたのでこの後報告をお願いします。</p> <p>番号31、32につきまして、1月総会で買入協議について決定した案件で、所有者から農地中間管理機構へ所有権移転する内容となっております。</p> <p>譲渡人はどちらも同一の共有名義人です。</p> <p>番号31 計11筆、22,006㎡ 総額9,099,000円の売買による所有権移転です。</p> <p>番号32 計10筆、19,957㎡ 総額7,927,000円の売買による所有権移転です。</p> <p>番号31、32につきまして農地中間管理機構への所有権移転になっておりますので、今回現地調査は依頼しておりません。所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、(2)利用権設定について</p> <p>番号98 計4筆、6,008㎡ 期間は5年です。 番号99 計4筆、4,263㎡ 期間は2年です。 番号100 計5筆、25,293㎡ 期間は10年です。 番号101 485㎡、1筆のみ 期間は5年です。 番号102 計7筆、21,676㎡ 期間は5年です。 番号103 計2筆、2,264㎡ 期間は8年です。 番号104 計6筆、15,361㎡ 期間は5年です。 番号105 4,173㎡、1筆のみ 期間は10年です。 番号106 計6筆、21,778㎡ 期間は3年です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号30について9番 小野寺一博委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
9番小野寺一博委員	<p>審査基準書の4ページの上の方の土地ですが、田が半分になっていますが反対側の半分が譲受人の農地で、続き田んぼなので購入ということでお互いに話があったということです。金額ですが、譲渡人の田の方が隣の譲受人の田よりも低いので土を盛って田んぼにしなくてはならないということと農薬を若干埋めていたという経過があるのでそれを取り除いてしないといけないということで金額を安くさせていただいたという感じです。譲受人はずっと作っていますので問題ないかと思います。以上です。</p>

議長	<p>それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と、委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (4番高橋敬委員が挙手し、議長がこれを指名する)</p>
4番高橋敬委員	<p>調整委員会の中で、「農薬がある」とだけの説明だったので、その辺をもう少し詳しくお聞きしたいのですが。</p>
9番小野寺一博委員	<p>ここの水路の工事がかかったときに掘ってみたら昔の農薬が全部埋められていたということで、その時に発見されたということでした。それを若干は動かしたのですが、全部は取り除けなかったという話で、ここを使うときにはそれを全部取って農薬を排除しなければならないという話になっているようでした。 譲渡人の父親は既に亡くなっているので何の農薬か等は確認がとれないそうです。今年度は農薬の埋まっていたところはまだ使わずにカボチャを植えて、来年以降田として整備するとの事です。</p>
議長	<p>その他何かご意見等ございますか。 (意見・質問なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第51号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第51号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、外に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) ないようですので、これで3月の定例総会を閉会します。 御協力ありがとうございました。</p>